

平成 24 年 11 月 6 日

各 位

株式会社 みなと銀行

## 中小企業経営力強化支援法に基づく『経営革新等支援機関』の認定について

株式会社みなと銀行（頭取 尾野俊二）は、平成 24 年 11 月 5 日（月）、近畿財務局・近畿経済産業局より、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下、中小企業経営力強化支援法）」に基づく『経営革新等支援機関』の認定を受けましたので、お知らせいたします。

中小企業経営力強化支援法は、中小企業の皆さまの経営課題が多様化・複雑化する中、財務及び会計等の専門的知識を有する者（金融機関を含む）による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の皆さまの経営力を強化することを目的に、平成 24 年 8 月 30 日（木）に施行されました。

今回の認定により、みなと銀行では独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家派遣や信用保証協会の保証付与による資金調達支援の他、事業計画作成、事業承継、M&A、販路開拓、海外展開等について、支援体制の一層の充実が図れるものであり、引き続き企業の皆さまへより専門性の高い支援事業を行ってまいります。

みなと銀行は、今後も地域密着型金融ならびに金融円滑化の推進に向け、お取引先さまのニーズに合ったさまざまな取組を進めてまいります。

以上

本資料に関するお問い合わせ先  
企画部 調査広報室 久保田 TEL 078-333-3247